

新座市建設工事における営業所技術者等の特例配置に係る取扱要領

(令和7年8月22日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、新座市が発注する建設工事において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第7条第2号又は第15条第2号の規定にかかわらず、営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）を配置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(専任現場への配置を認める要件)

第2条 法第26条第3項本文の規定により主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない工事現場において、次に掲げる全ての要件を満たす場合は、営業所技術者等に当該主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねて行わせることができる。

- (1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (2) 兼ねる工事現場の数が1以下であること。
- (3) 当該建設工事の請負代金額が1億円未満であること。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、2億円未満とする。
- (4) 営業所と当該工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、営業所と当該工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

なお、移動時間は片道に要する時間であり、その判断は当該工事に関し通常の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

- (5) 下請次数が3を超えていないこと。

なお、工事途中において下請次数が3を超えた場合には、それ以降この要領による営業所技術者等の特例配置は適用できず、主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない。

- (6) 当該建設工事に配置される営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講じるための者（以下「連絡員」という。）を配置すること。

なお、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。

- (7) 連絡員は、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。
- (8) 当該工事現場の施工体制を、営業所技術者等が情報通信技術（遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム）を利用する方法により確認するた

めの措置を講じていること。

- (9) 人員の配置を示す計画書を作成し、落札候補者となった時点で発注者に提出し、現場着手後は工事現場に備えおくこと。
- (10) 営業所技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン、タブレット端末又はWeb会議システム等）が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (11) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約締結日の3か月以上前から直接雇用関係）にあること。

（非専任現場への配置を認める要件）

第3条 法第26条第3項本文の規定による専任の主任技術者又は監理技術者の配置を必要としない工事現場において、次のいずれかに該当する場合は、営業所技術者等に当該主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねて行わせることができる。

- (1) 次に掲げる全ての要件を満たす場合。ただし、前条及び次号の規定を併用することはできない。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事し得る程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制であること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約締結日の3か月以上前から直接雇用関係）にあること。

- (2) 次に掲げる全ての要件を満たす場合

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

ウ 営業所と当該工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、営業所と当該工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

なお、移動時間は片道に要する時間であり、その判断は当該工事に関し通常の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

エ 下請次数が3を超えていないこと。

なお、工事途中において下請次数が3を超えた場合には、それ以降この要領による営業所技術者等の特例配置は適用できず、主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない。

オ 連絡員を配置すること。

なお、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。

カ 連絡員は、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

キ 当該工事現場の施工体制を、営業所技術者等が情報通信技術（遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

ク 人員の配置を示す計画書を作成し、落札候補者となった時点で発注者に提出し、現場着手後は工事現場に備えおくこと。

ケ 営業所技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン、タブレット端末又はWeb会議システム等）が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

コ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約締結日の3か月以上前から直接雇用関係）にあること。

（提出書類）

第4条 受注者は、営業所技術者等及び連絡員の配置を行うときは、営業所技術者等兼務届を監督員にその都度提出するものとする。

2 受注者は、営業所技術者等及び連絡員の配置を行うときは、施工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

（適用除外）

第5条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、営業所技術者等の工事現場への配置は認めない。

(1) 法第26条第3項ただし書の適用を受けるとき。

(2) 新座市低入札価格調査制度試行要領（平成28年7月28日市長決裁）等で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事であるとき。

(3) 入札公告等で営業所技術者等が配置不可とされた工事であるとき。

(4) 共同企業体により施工される工事であるとき。

(その他)

第6条 この要領に記載のない事項については、国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」に基づくものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年10月1日から実施し、同日以後に入札公告又は指名通知をする工事から適用する。
- 2 この要領の実施の日前に入札公告又は指名通知を行った工事については、発注者との協議により、この要領の規定を適用することができる。